

（ 令 7 . 5 . 2 9
活 2 - 2 ）

説明資料

〔物価の上昇等を踏まえた基礎控除等の額の適時の引上げの具体的な方策の検討について〕

令和7年5月29日（木）

財務省

物価上昇等を踏まえた基礎控除等の額の 適時の引上げの具体的な方策の検討

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

- デフレからの脱却局面に鑑み、基礎控除の額が定額であることにより物価が上昇すると実質的な税負担が増えるという所得税の課題に対応
- 源泉徴収義務者の負担にも配慮しつつ、令和7年12月の年末調整から適用

所得税の基礎控除の引上げ

- **物価動向**を勘案し最高48万円から**10万円（20%程度）**引き上げ、**最高58万円**に。
※扶養親族等の所得要件について、基礎控除と同額の48万円を、基礎控除の引上げを踏まえ、58万円に。
- 低～中所得者の税負担に配慮し、**所得階層ごとに控除を最高37万円上乗せ**。

給与所得控除の最低保障額の引上げ

- **物価上昇への対応**とともに、**就業調整にも対応**
- 最低保障額を55万円から**10万円**引き上げ、**65万円**に。

大学生年代の子の親への特別控除の創設

- **人手不足**の中、特に大学生のアルバイトの**就業調整**に対応
- **大学生年代（19～22歳）の親向けの特別控除の創設**。
 - 子の給与収入が、**150万円以下**→**63万円**
 - 子の給与収入が、**150万円超** →控除額が**段階的に逡減**

物価上昇局面における税負担率

○所得税については、基礎控除等の控除額が定額であることから、物価上昇局面において、課税所得の伸びが収入の伸びを上回るため、所得に対する税負担率が上昇する。

そのため、税負担率を一定にするためには、控除額の調整が必要。

○物価と名目賃金の関係によって、ミクロの税負担やマクロの税収に影響が変化することに留意。

【イメージ】 ※簡略化しており、控除額や適用税率は実際のものとは異なる

①物価・賃金上昇前

控除 100	課税所得 300
所得金額 400	税額 = $300 \times 5\% = 15$

②物価20%、名目賃金20%上昇

控除 100	課税所得 380
所得金額 480	税額 = $380 \times 5\% = 19$

③控除額を物価上昇に合わせて20%引上げ

控除 120	課税所得 360
所得金額 480	税額 = $360 \times 5\% = 18$

税負担率

① $15 / 400 = 3.75\%$



② $19 / 480 = 3.95\%$

一定

③ $18 / 480 = 3.75\%$

名目賃金 = 物価

名目賃金 > 物価

④物価10%、名目賃金20%上昇、控除額を物価上昇に合わせて10%引上げ

控除 110	課税所得 370
所得金額 480	税額 = $370 \times 5\% = 18.5$

④ $18.5 / 480 = 3.85\%$

名目賃金 < 物価

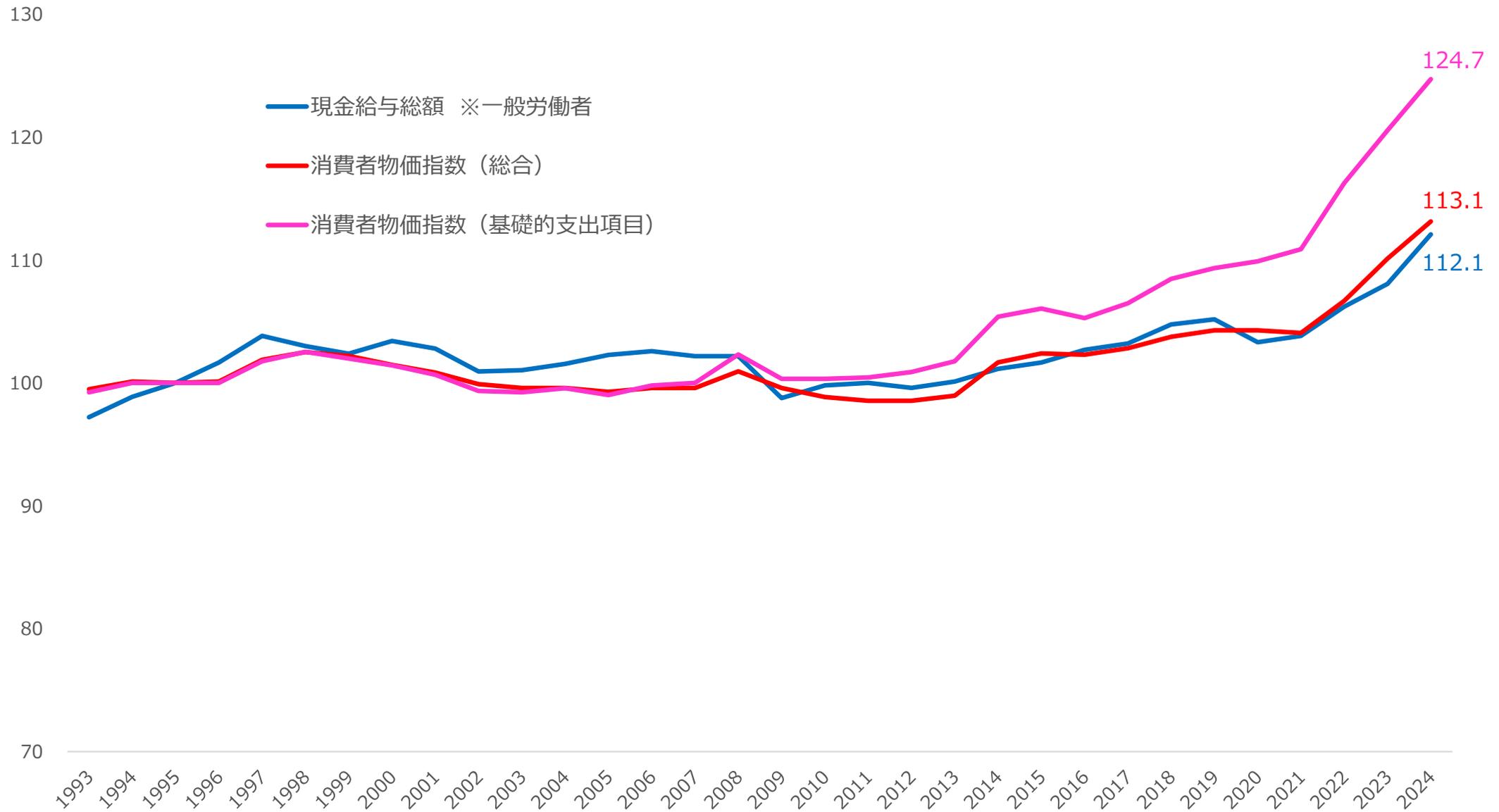
⑤物価20%、名目賃金10%上昇、控除額を物価上昇に合わせて20%引上げ

控除 120	課税所得 320
所得金額 440	税額 = $320 \times 5\% = 16$

⑤ $16 / 440 = 3.64\%$

(参考) 賃金・物価の推移

(1995年=100)



(出所) 消費者物価指数：総務省統計局 消費者物価指数 2020年基準

現金給与総額 (指数)：厚生労働省 毎月勤労統計調査

(注) 「一般労働者」とは、「常用労働者 (期間を定めずに雇われている者あるいは1か月以上の期間を定めて雇われている者)」のうち「パートタイム労働者」を除いた労働者のことをいう。

(年)

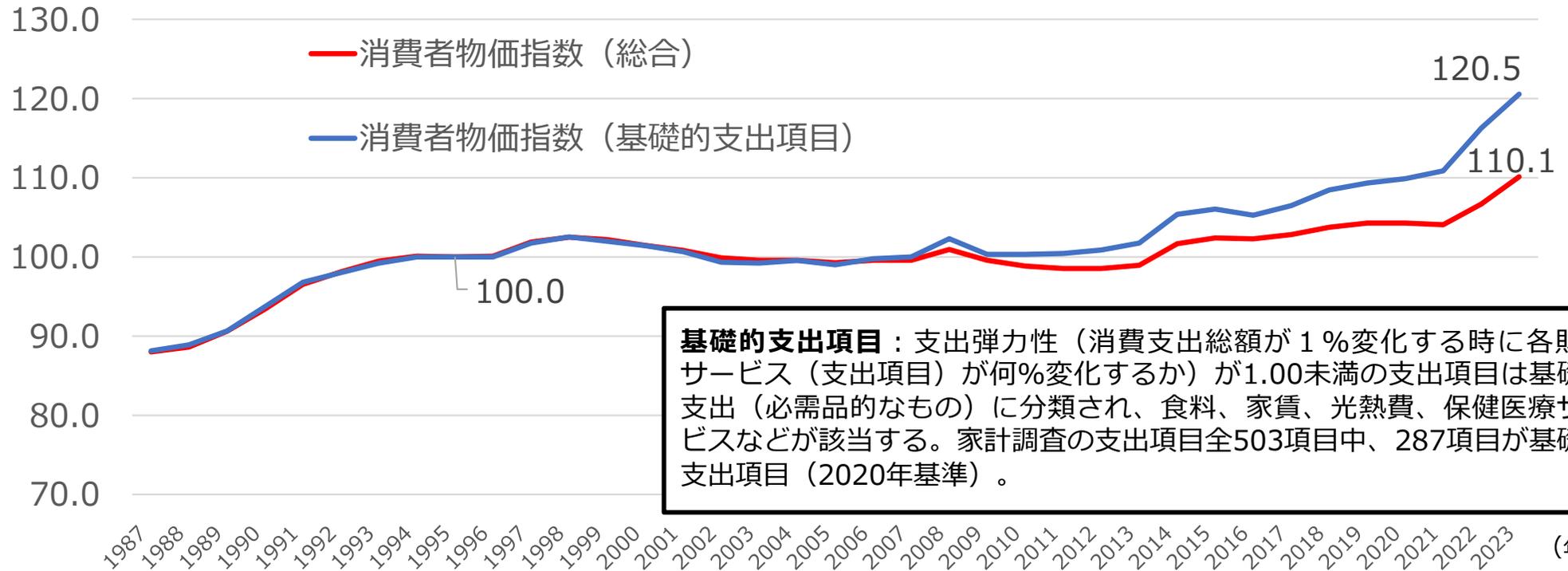
消費者物価指数（総合、基礎的支出）の推移

【令和7年度税制改正大綱】（令和6年12月20日（金））自由民主党・公明党

わが国経済は長きにわたり、デフレの状態が続いてきたため、こうした問題が顕在化することはなかったが、足元では物価が上昇傾向にある。一般に指標とされる消費者物価指数（総合）は、最後に基礎控除の上げが行われた平成7年から令和5年にかけて10%程度上昇し、令和6年も10月までに3%程度上昇しており、今後も一定の上昇が見込まれる。また、生活必需品を多く含む基礎的支出項目の消費者物価は平成7年から令和5年にかけて20%程度上昇している。こうした物価動向を踏まえ、所得税の基礎控除の額を現行の最高48万円から最高58万円に10万円、20%程度引き上げる。

【消費者物価指数の推移】

(1995年=100)



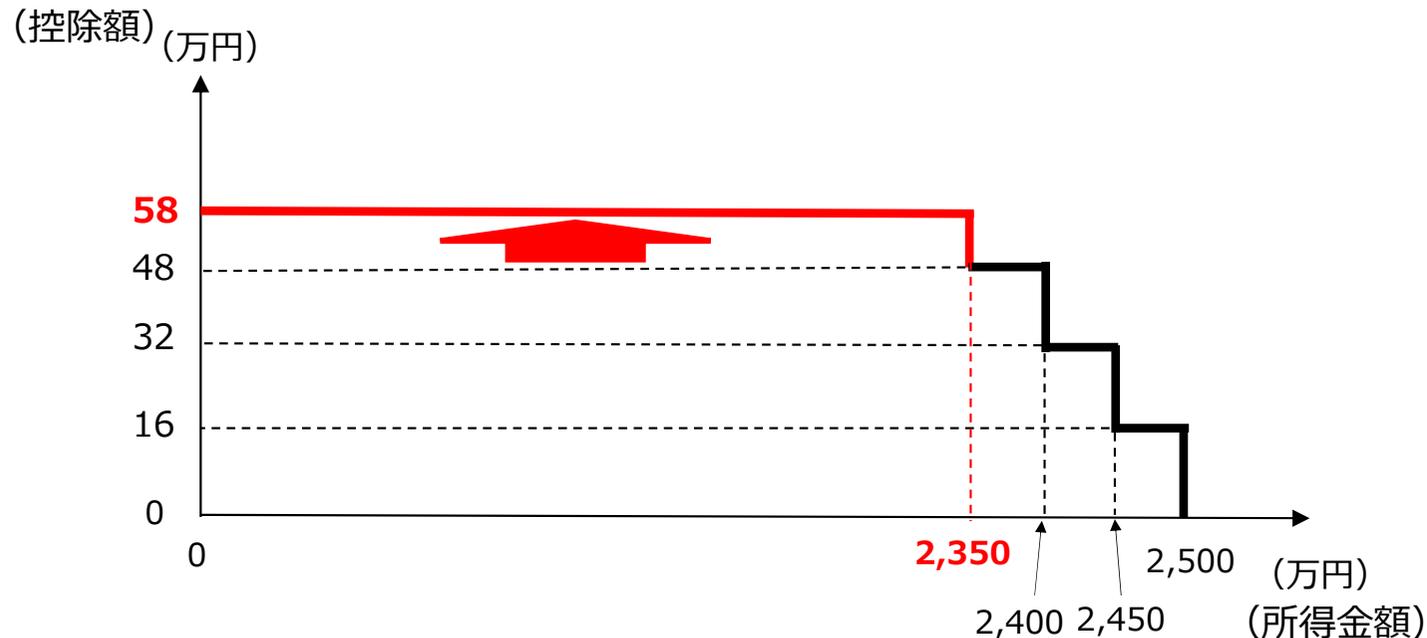
所得税の基礎控除の引上げ

所得税については、基礎控除の額が定額であることにより、物価が上昇すると実質的な税負担が増えるという課題がある。

わが国経済は長きにわたり、デフレの状態が続いてきたため、こうした問題が顕在化することはなかったが、足元では物価が上昇傾向にある。一般に指標とされる**消費者物価指数（総合）**は、最後に基礎控除の引上げが行われた**平成7年から令和5年にかけて10%程度上昇し、令和6年も10月までに3%程度上昇**しており、**今後も一定の上昇**が見込まれる。また、生活必需品を多く含む**基礎的支出項目**の消費者物価は**平成7年から令和5年にかけて20%程度上昇**している。こうした物価動向を踏まえ、**所得税の基礎控除の額を最高48万円から最高58万円に10万円、20%程度引き上げる**。

源泉徴収義務者の負担にも配慮しつつ、令和7年12月の年末調整から適用する。

引上げのイメージ

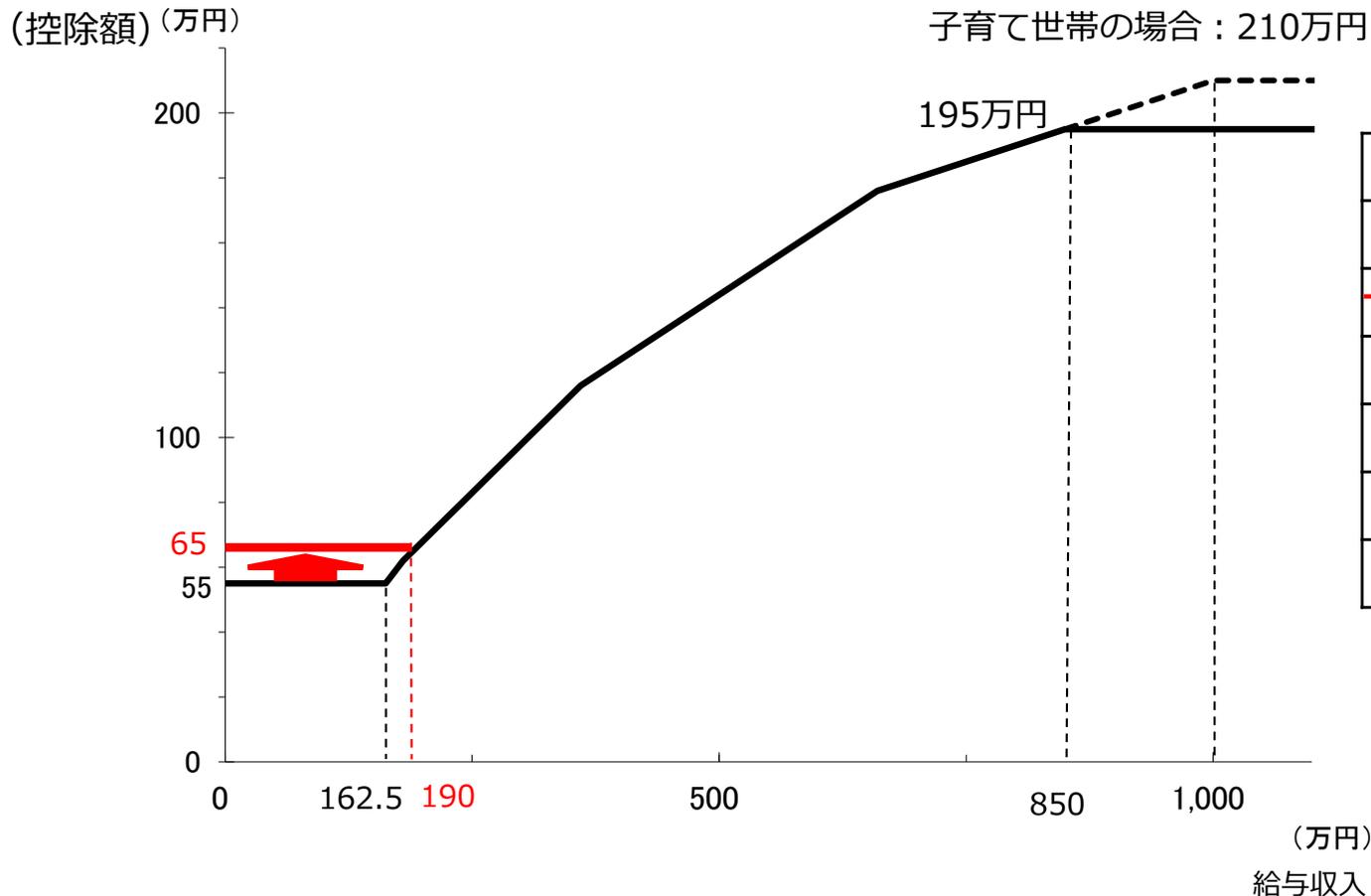


給与所得控除の最低保障額の引上げ

給与所得控除については、給与収入に対する割合に基づき計算される控除であり、物価の上昇とともに賃金が増えれば、控除額も増加する。しかしながら、**最低保障額が適用される収入**である場合、収入が増えても控除額は増加しない構造であるため、**物価上昇への対応**とともに、**就業調整にも対応**するとの観点から、**最低保障額を55万円から65万円に10万円引き上げる**。

源泉徴収義務者の負担にも配慮しつつ、令和7年12月の年末調整から適用する。

引上げのイメージ



給与所得控除額

最低保障額：55万円 ⇒ 65万円

給与収入	控除額
180万円以下	給与収入×40% - 10万円
360万円以下	給与収入×30% + 8万円
660万円以下	給与収入×20% + 44万円
850万円以下	給与収入×10% + 110万円
850万円超	195万円

(所得税の抜本的な改革に係る措置)

第81条 政府は、我が国の経済社会の構造変化を踏まえ、各種所得の課税の在り方及び人的控除をはじめとする各種控除の在り方の見直しを含む所得税の抜本的な改革について検討を加え、その結果に基づき、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

2 前項の検討に当たっては、基礎控除等の額が定額であることにより物価が上昇した場合に実質的な所得税の負担が増加するという課題への対応について、所得税の源泉徴収をする義務がある者の事務負担への影響も勘案しつつ、物価の上昇等を踏まえて基礎控除等の額を適時に引き上げるという基本的方向性により、具体的な方策を検討するものとする。

- 所得税の各種所得の課税の在り方及び人的控除をはじめとする各種控除の在り方の見直しについて、まずは「**活力ある長寿社会に向けたライフコースに中立な税制に関する専門家会合**」において**論点の整理**を行ってはどうか。
- その際、まずは、法律により明示的に検討が求められている、**物価の上昇等を踏まえた基礎控除等の額の適時の引上げの具体的な方策**から検討することとしてはどうか。

具体的な物価調整のイメージ

考えられる具体的な物価調整のイメージ

考えられる具体的な物価調整のイメージ 1 毎年物価調整を実施

- (例) X年第3四半期における対前年比の物価上昇率を勘案して基礎控除等の額を決定
X+1年の通常国会に改正法案を提出
X+2年分の所得税から適用 (X+2年1月から新たな控除額に基づく源泉徴収を実施)

【特徴】 物価変動をタイムリーに反映
システム改修を含む源泉徴収義務者の事務負担への影響に留意する必要

考えられる具体的な物価調整のイメージ 2 定期的に物価調整を実施

- (例) 3年おきに第3四半期における対3年前の同期比の物価上昇率を勘案して基礎控除等の額を決定
※改正法案提出時期と適用時期についてはイメージ1と同様

【特徴】 物価変動のトレンドを反映
システム改修を含む源泉徴収義務者の対応を毎年行う必要はない
システム改修時期についての予測可能性が高い

考えられる具体的な物価調整のイメージ 3 毎年点検し、一定の物価上昇率となった際に調整を実施

- (例) 前回引上げ時の前年の第3四半期からの物価上昇率が5%を上回った際に、物価上昇率を勘案して基礎控除等の額を決定
※改正法案提出時期と適用時期についてはイメージ1と同様

【特徴】 物価変動を比較的タイムリーに反映
システム改修を含む源泉徴収義務者の対応を必ずしも毎年行う必要はない
改修時期についての予測可能性が低い

控除額引上げに伴う源泉徴収義務者の対応

所得税の課税期間と納付のタイミング

- 所得税は、原則として、その年1月1日から12月31日までの**1年間の所得**の合計額に対して課税される（**暦年課税**）。
- 最終的な税額は、年間の収入額等が年末に確定した段階ではじめて確定する。**通常は確定申告で確定**するが、給与所得者については**年末調整で完結**する場合もある。



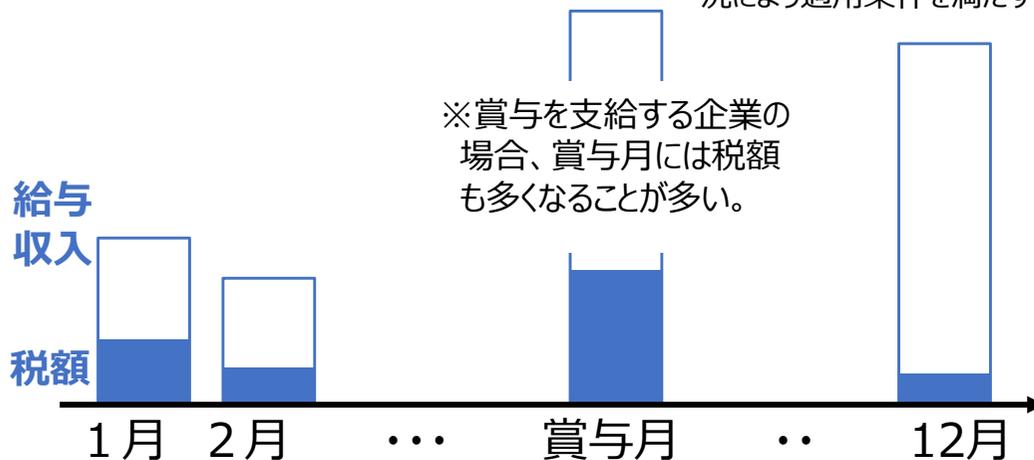
< 給与所得者の場合 >

毎月の源泉徴収

毎月の給与収入から扶養控除等を勘案して**税額を概算で算出**し、給与から控除。

職場で年末調整

確定した年間の収入等の総額を基に、控除も踏まえ、**税額を計算**。扶養親族等の情報は年末時点の状況により適用条件を満たすか判定。



最初の給与支払日までに、扶養親族に関する情報等を雇用者に提出。

年途中に扶養情報等に異動があった場合には、随時提出。

※収入2,000万円超の場合には年末調整はできず、確定申告。

年末調整で未調整の事項がある場合、複数の雇用者から給与を得ている場合、給与以外の所得がある場合等には、確定申告により納付/還付。

各給与支払い時の源泉徴収税額

- 所得税の各給与支払い時の源泉徴収税額は、給与等の支払頻度、給与等の金額、扶養親族等の人数、主たる勤務先であるか従たる勤務先であるか、等の区分により、所得税法の源泉徴収税額表に定められている。
- この税額表は人的控除等の控除額を反映して定められているため、控除額を見直す際には、税額が改訂される。この改訂に対応する必要。
- なお、月次の給与支払いで、主たる勤務先である場合については、計算式による税額の計算も可能となっているが、この計算式についても人的控除等の控除額を反映して定められているため、控除額を見直す際には、式が改訂される。

<税額表の例：月払いの場合>

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
482,000	485,000	24,730	18,890	15,720	12,550	9,390	7,170	5,590	4,010	133,300
485,000	488,000	25,210	19,130	15,960	12,790	9,630	7,290	5,710	4,130	134,800
488,000	491,000	25,690	19,370	16,200	13,030	9,870	7,410	5,830	4,250	136,400
491,000	494,000	26,170	19,840	16,440	13,270	10,110	7,530	5,950	4,370	138,000
494,000	497,000	26,650	20,320	16,680	13,510	10,350	7,650	6,070	4,490	139,600
497,000	500,000	27,130	20,800	16,920	13,750	10,590	7,770	6,190	4,610	141,100
500,000	503,000	27,610	21,280	17,160	13,990	10,830	7,890	6,310	4,730	142,700
503,000	506,000	28,090	21,760	17,400	14,230	11,070	8,010	6,430	4,850	144,300
506,000	509,000	28,570	22,240	17,640	14,470	11,310	8,140	6,550	4,970	145,900
509,000	512,000	29,050	22,720	17,880	14,710	11,550	8,380	6,670	5,090	147,400
512,000	515,000	29,530	23,200	18,120	14,950	11,790	8,620	6,790	5,210	149,000
515,000	518,000	30,010	23,680	18,360	15,190	12,030	8,860	6,910	5,330	150,600
518,000	521,000	30,490	24,160	18,600	15,430	12,270	9,100	7,030	5,450	152,200
521,000	524,000	30,970	24,640	18,840	15,670	12,510	9,340	7,150	5,570	153,700
524,000	527,000	31,450	25,120	19,080	15,910	12,750	9,580	7,270	5,690	155,300

<計算式>

①以下の計算式により、その月の課税給与所得金額を求める。

その月の課税給与所得金額

= {給与収入

－ 社会保険料等(実額)

－ 1ヶ月分の給与所得控除

－ 1ヶ月分の基礎控除(48,334円)

－ 1ヶ月分の人的控除(31,667円) (※)

× 扶養親族等の数

※特定扶養親族等であるかどうかに関わらず一律額

②その月の課税給与所得金額を、1か月分に直した税率表にあてはめる。

諸外国における基礎控除等の物価調整

主要国の基礎控除等の物価調整

(2025年1月現在)

	米国	英国（凍結中） ^(注2)	ドイツ	フランス
基礎的な控除	標準控除	基礎控除	ゼロ税率	ゼロ税率
調整の法的根拠	物価調整制度は法定 結果は当局が公表し適用	物価調整制度は法定 結果は財務省令 ^(注3) により 反映	物価調整は慣行 結果は法改正により反映	物価調整は慣行 結果は法改正により反映
調整頻度	毎年	毎年	毎年 ^(注4)	毎年
参照する 指標	物価 ①前年8月までの12か月間における連鎖消費者物価指数（C-CPI-U）の平均を、②基準年 ^(注1) における同平均値で除した数（①が②を上回る場合のみ）	物価 ①前年9月の消費者物価指数（CPI）を、②さらにその前年9月のCPIで除した数（①が②を上回る場合のみ）	低所得者の支出見込み額 5年に一度の家計調査等に基づく低所得者世帯の実際の消費支出額に基づく基準需要調査のない年は物価等の変動率に基づく見込み額 ^(注4)	物価 前年のたばこを除く消費者物価指数（CPI）の予測値を、さらにその前年の同指数で除した数
公表時期	課税年度の 前年10～11月頃	課税年度の開始前 ※規定なく、運用上もばらつきあり	課税年度の 前年11月頃	課税年度の 前年9月頃
課税年度	1月～12月	4月6日～4月5日	1月～12月	1月～12月
給与所得に係る 源泉徴収時の 基礎控除等の勘案	あり (1月～)	あり (5月18日～) ※ 4月6日～5月17日は、源泉徴収において基礎控除等の物価調整を考慮しなくともよいとされている	あり (1月～) ※ 源泉徴収に関するプログラムの公表が遅れた場合には、1～2か月程度の猶予期間が設けられる場合がある	源泉徴収時の税率は前年所得の確定申告に基づき税務当局から通知される税率を用いるため、源泉徴収義務者はインフレ調整への対応不要

(注1) 各規定によって異なるが、標準控除及びブラケットの調整については、2017年を基準年としている。

(注2) 英国では、財源確保策の一環として、2022年度以降、基礎控除額等における物価調整は行われていない。

(注3) 上記の枠組みによる基礎控除等の物価調整は、財務省令により行われることが法律上定められている。

(注4) ドイツでは、5年に一度の家計調査等に基づく低所得者世帯の実際の消費支出額に基づく基準需要（調査のない年は物価等の変動率に基づく見込み額）に基づき、物価上昇による最低生活費の変動を示す報告書（1996年～）及び所得税負担への影響を示す報告書（2015年～）がおよそ2年に一度公表され、議会は両報告書において示された指標に基づき、向こう2年のゼロ税率の閾値及びブラケット等を調整する法案を可決している。予想を上回る上昇率であった年については、例外的に進行年度中に再度の調整が行われる場合がある。

システム開発ベンダーヒアリング (源泉徴収義務者の事務負担)

お伺いしたい事項

- 考えられる具体的な物価調整のイメージ 1 ～ 3 についてのご意見
- その他、物価の上昇等を踏まえた基礎控除等の額の適時の引上げについてのご意見

有識者ヒアリング (参照する指標)

(所得税の抜本的な改革に係る措置)

第81条 省略

- 2 前項の検討に当たっては、基礎控除等の額が定額であることにより物価が上昇した場合に実質的な所得税の負担が増加するという課題への対応について、所得税の源泉徴収をする義務がある者の事務負担への影響も勘案しつつ、物価の上昇等を踏まえて基礎控除等の額を適時に引き上げるという基本的方向性により、具体的な方策を検討するものとする。

お伺いしたい事項

- 物価等の指標にはどのような指標があるか
- それぞれの指標にはどのような特徴があるか

參考資料

所得税の税額計算

- 所得税は、原則として、個人の1年間の全ての所得から所得控除を差し引いた残りの課税所得に税率を適用して税額を計算している。

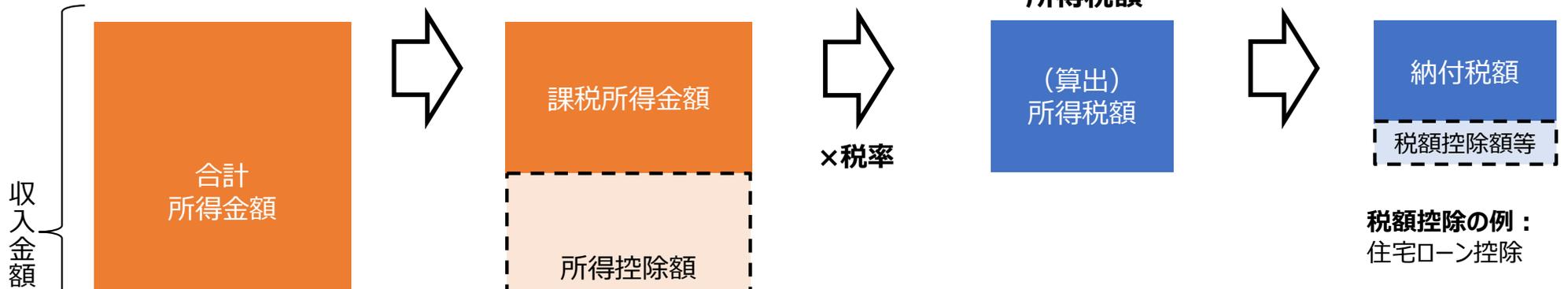
< 所得税の計算 (イメージ) >

収入金額
- 収入から差し引く金額
= **合計所得金額**

合計所得金額
- 所得控除額
= **課税所得金額**

課税所得金額
× 所得税率
= **(算出) 所得税額**

所得税額
- 税額控除額等
= **納付税額**



税額控除の例 :
住宅ローン控除

所得の種類 :

不動産、事業、給与、雑 (公的年金含む) 等

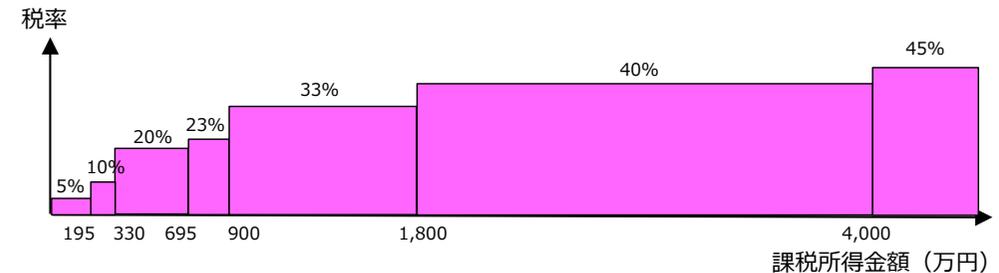
所得控除の例 :

・人的控除
障害者、寡婦、ひとり親、勤労学生、扶養、配偶者 (特別)、**基礎控除** 等

・その他の控除
雑損、医療費、社会保険料、小規模共済、生命・地震保険料 等

所得税率 (超過累進税率)

所得税の税率は、所得が多くなるに従って段階的に高くなり、納税者がその支払能力に応じて公平に税を負担する仕組み



課税所得金額650万円の場合

$$195\text{万円} \times 5\% + 135\text{万円} \times 10\% + 320\text{万円} \times 20\% = 87\text{万}2,500\text{円}$$

所得税の各種所得の対象・計算方法・課税方式

所得の種類	対 象	計 算 方 法	課 税 方 式
利 子 所 得	公社債や預貯金の利子、合同運用信託・公社債投資信託や公募公社債等運用投資信託の収益の分配	収入金額 = 所得金額	源泉分離課税 (注1)
配 当 所 得	法人から受ける剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、投資法人の金銭の分配、基金利息、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く）及び特定受益証券発行信託の収益の分配	収入金額 - $\left(\begin{array}{l} \text{株式などを取得する} \\ \text{ための借入金の利子} \end{array} \right)$	総合課税 申告分離課税 (又は申告不要)
不 動 産 所 得	不動産、不動産の上に存する権利、船舶又は航空機の貸付けによる所得	収入金額 - 必要経費	総合課税
事 業 所 得	農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業から生ずる所得	収入金額 - 必要経費	総合課税 (注2)
給 与 所 得	俸給、給料、賃金、歳費、賞与など	収入金額 - 給与所得控除額 (注3)	総合課税
退 職 所 得	退職手当、一時恩給、その他退職により一時に受ける給与など	$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$ ※勤続年数5年以下の者が支払を受ける退職金については、2分の1課税を適用しない。(注4)	分離課税
山 林 所 得	所有期間5年超の山林の伐採又は譲渡による所得	収入金額 - 必要経費 - 特別控除額 (50万円)	分離課税 (5分5乗)
譲 渡 所 得	資産の譲渡（建物等の所有を目的とする一定の地上権の設定等を含む。）による所得	$\left(\begin{array}{l} \text{収入} \\ \text{金額} \end{array} \right) - \left[\begin{array}{l} \text{売却した資産の} \\ \text{取得費・譲渡} \\ \text{費用} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{特別控除額} \\ \text{(50万円)} \end{array} \right]$	総合課税 (注2)
一 時 所 得	営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を持たないもの	$\left(\begin{array}{l} \text{収入} \\ \text{金額} \end{array} \right) - \left[\begin{array}{l} \text{収入を得るため} \\ \text{に支出した費用} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{特別控除額} \\ \text{(50万円)} \end{array} \right]$	総合課税 (注2)
雑 所 得	国民年金、厚生年金などの公的年金等 上記の所得のいずれにも当てはまらないもの	(公的年金等) 収入金額 - 公的年金等控除額 (公的年金等以外) 収入金額 - 必要経費	総合課税 (注2)

(注1) 特定公社債等の利子等については、申告不要又は申告分離課税。

(注2) 一部、分離課税として取り扱われるものがある。分離課税の対象となるのは、株式等の譲渡による所得（事業・譲渡・雑）、土地等の譲渡による所得（譲渡）、不動産業者等の土地の短期譲渡等による所得（事業・雑（令和8年3月31日まで課税停止）、先物取引による所得（事業・譲渡・雑）等である。

(注3) 23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する者等については、平成30年度改正において行われた給与所得控除額が頭打ちとなる給与収入の850万円超への引き下げによる負担増が生じないよう、所得金額調整控除により調整。

給与・年金の両方を有する者については、平成30年度改正において行われた給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替による負担増が生じないよう所得金額調整控除により調整。

(注4) 勤続年数5年以下の法人役員等以外の者が支払を受ける退職金については、退職金から退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分に限り、2分の1課税を適用しない。

人的控除の種類及び概要

	改正年度 (所得税)	対 象 者	控 除 額		本人の所得要件	
			所 得 税	住 民 税		
基礎的な人的控除	基礎控除	昭和22年 (1947年)	・本人	最高95万円 <small>(合計所得金額132万円以下:95万円 132万円超336万円以下:88万円 336万円超489万円以下:68万円 489万円超655万円以下:63万円 655万円超:58万円)</small>	最高43万円	合計所得金額2,500万円以下 <small>(所得税:2,350万円超から 住民税:2,400万円超から 控除額が通減)</small>
	配偶者控除	昭和36年 (1961年)	・生計を一にし、かつ、合計所得金額が58万円以下である配偶者 (控除対象配偶者)を有する者	最高38万円	最高33万円	合計所得金額1,000万円以下 (900万円超から控除額が通減)
	一般の控除対象配偶者	(昭和36年) (1961年)	・年齢が70歳未満の控除対象配偶者を有する者	最高48万円	最高38万円	
	老人控除対象配偶者	昭和52年 (1977年)	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者を有する者	最高38万円	最高33万円	
	配偶者特別控除	昭和62年 (1987年)	・生計を一にし、かつ、合計所得金額が58万円を超え133万円以下である配偶者を有する者	最高38万円	最高33万円	合計所得金額1,000万円以下 (900万円超から控除額が通減)
	扶養控除	昭和25年 (1950年)	・生計を一にし、かつ、合計所得金額が58万円以下である親族等 (扶養親族)を有する者	38万円	33万円	—
	一般の扶養親族	(昭和25年) (1950年)	・年齢が16歳以上19歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養親族を有する者			
特定扶養親族	昭和63年 (1988年)	・年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族を有する者				
老人扶養親族	昭和47年 (1972年)	・年齢が70歳以上の扶養親族を有する者				
(同居老親等加算)	昭和54年 (1979年)	・直系尊属である老人扶養親族と同居を常況としている者	+10万円	+7万円	—	
特定親族特別控除	令和7年 (2025年)	・生計を一にし、かつ、合計所得金額が58万円を超え123万円以下である年齢が19歳以上23歳未満の親族等を有する者	最高63万円	最高45万円	—	
特別な人的控除	障害者控除	昭和25年 (1950年)	・障害者である者 ・障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者	27万円	26万円	—
	(特別障害者控除)	昭和43年 (1968年)	・特別障害者である者 ・特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者	40万円	30万円	—
	(同居特別障害者控除)	昭和57年 (1982年)	・特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族と同居を常況としている者	75万円	53万円	—
	寡婦控除	昭和26年 (1951年)	①夫と離婚したもので、かつ、扶養親族を有する者 ②夫と死別した後婚姻をしていない者 ※ひとり親に該当する者は除く ※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外	27万円	26万円	合計所得金額500万円以下
	ひとり親控除	令和2年 (2020年)	・現に婚姻をしていないもので、かつ、生計を一にする子(総所得金額等が58万円以下)を有する者 ※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外	35万円	30万円	合計所得金額500万円以下
勤労学生控除	昭和26年 (1951年)	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等である者	27万円	26万円	合計所得金額85万円以下かつ 給与所得等以外が10万円以下	

その他の所得控除制度の概要（所得税）

控除の種類	概 要	控除額の計算方式
雑損控除	住宅家財等について災害又は盗難若しくは横領による損失が生じた場合又は災害関連支出の金額がある場合に控除	次のいずれか多い方の金額 ① （災害損失の金額＋災害関連支出の金額）－年間所得金額×10% ② 災害関連支出の金額－5万円
医療費控除	納税者又は納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合に控除	$\left\{ \begin{array}{l} \text{支 払 っ た} \\ \text{医 療 費 の 額} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{①10万円} \\ \text{②年間所得金額} \times 5\% \end{array} \right\} = \text{医療費控除額}$ （最高限度額 200 万円）
社会保険料控除	社会保険料を支払った場合に控除	支払った社会保険料の額
小規模企業 共済等掛金控除	小規模企業共済掛金、確定拠出年金に係る企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金並びに心身障害者扶養共済掛金を支払った場合に控除	支払った掛金の額
生命保険料控除	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料を支払った場合に控除	(1) 平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等（新契約）に係る生命保険料控除 ① 支払った一般生命保険料に応じて一定額を控除（最高限度額 4 万円（※ 1）） ② 支払った介護医療保険料に応じて一定額を控除（最高限度額 4 万円） ③ 支払った個人年金保険料に応じて一定額を控除（最高限度額 4 万円） (2) 平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等（旧契約）に係る生命保険料控除 ① 支払った一般生命保険料に応じて一定額を控除（最高限度額 5 万円） ② 支払った個人年金保険料に応じて一定額を控除（最高限度額 5 万円） ※ 1 23 歳未満の扶養親族を有する場合には、令和 8 年分に限り、6 万円【令和 7 年度改正】。 ※ 2 各保険料控除の合計適用限度額を 12 万円とする。
地震保険料控除	地震保険料を支払った場合に控除	支払った地震保険料の全額を控除（最高限度額 5 万円） ※ 1 平成 18 年 12 月 31 日までに締結した長期損害保険契約等（地震保険料控除の適用を受けるものを除く。）に係る保険料等は従前どおり適用する（最高限度額 1 万 5 千円）。 2 地震保険料控除と上記 1 を適用する場合には合わせて最高 5 万円とする。
寄附金控除	特定寄附金を支出した場合に控除	$\left\{ \begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{① 特定寄附金の合計額} \\ \text{② 年間所得金額} \times 40\% \end{array} \right\} - 2 \text{千円} = \text{寄附金控除額}$